資料５

平成２４年2月１４日

岩手県・宮城県・福島県・仙台市

被災三県・仙台市共通要望

これまでの公共事業の削減により地元企業は経営のスリム化を行い疲弊した業界となっているが、地元企業は自らが地域を守るという使命感・プライドから、多少採算性が合わない等の工事であっても応札している状況である。

地方公共団体としても、地元企業の意向を踏まえ、現行の法令、基準、規制等の範疇で、既にできる限りの対応は行っており、残された対策としては、法改正や規制緩和など地方公共団体では対応できない部分であることから、これまでの枠組みを超えた総合施策を国の対応で速やかに下記のとおりお願いしたい。

１．技術者の専任を必要とする建設工事の要件の緩和

（１）土木一式工事における技術者の専任を必要とする対象工事の請負金額について「２，５００万円」を「１億円」とすることにより、各県の技術者が有効活用できますので、建設業法の改正等により増額が実現できるよう要望します。

（２）監理技術者制度運用マニュアルの「近接した場所」の運用について、「全ての工事箇所間の最短経路が５km 以内」等と定義することにより、技術者の有効活用が図られますので、監理技術者制度運用マニュアルの運用を定義していただくよう要望します。

（３）恒常的な雇用関係について、専任の監理技術者等となるには三ヶ月間の雇用期間が必要とされておりますが、被災三県は復旧工事に加え、復興工事を一刻も早く緊急に実施しなければなりません。また、雇用保険の切れた被災者や避難者で即戦力となる有能な技術者の雇用を促進するためにも恒常的な雇用関係の解釈を拡大していただくよう要望します。

２．実勢価格を即時に反映できる積算手法の設定

（１）昨年実施した公共事業労務費調査の分析を急ぎ、労務単価の改正を前倒しして実施するよう要望いたします。

（２）急激な市場の拡大による労務単価の変動について、設計労務単価に柔軟に反映させることができるしくみづくりを要望いたします。

（３）被災地以外からの労働者確保による増加費用について、共通仮設費の率補正で対応できるよう要望いたします。

（４）施工箇所が点在する複数工事をまとめて発注する場合の積算方法について、工事箇所毎に工種区分に応じた共通仮設費及び現場管理費の算出ができるよう要望いたします。